○財務省・経済産業省令第三号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令（平成二十四年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令	中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令
中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五　［略］	中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○財務省・経済産業省令第四号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第一項及び第二項に規定する業務に関する事項 四～十一　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第一項及び第二項に規定する業務に関する事項 四～十一　［略］
附　則 （償却資産の承継） **第四条**　機構の成立の際中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第四条第一項の規定により機構が産業基盤整備基金から承継した償却資産のうち、機構法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に属するものであって、産業基盤整備基金が補助金、交付金及び寄付金以外の資金を原資として取得したものについては、第八条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。	**附　則** （償却資産の承継） **第四条**　機構の成立の際中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第四条第一項の規定により機構が産業基盤整備基金から承継した償却資産のうち、機構法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に属するものであって、産業基盤整備基金が補助金、交付金及び寄付金以外の資金を原資として取得したものについては、第九条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。
別記様式第一（第13条関係） ［略］ 備考 用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。 ［略］	**別記様式第一**（第13条関係） ［略］ 備考 用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。 ［略］
別記様式第二（第17条関係） ［略］ 備考 用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。 ［略］	**別記様式第二**（第17条関係） ［略］ 備考 用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。 ［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。